
「石岡市移住支援事業委託」等に係る
サウンディング型市場調査 実施要領

石 岡 市

令和6年6月

1. 調査の名称

「石岡市移住支援事業委託」等に係る「サウンディング型市場調査」

サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）とは、事業内容や事業手順等に関して、「対話」を通じて民間事業者からの意見・提案を把握し、対象事業の検討を進展させる調査のことです。

2. 調査の目的等

石岡市総合計画第2期基本計画において、本市喫緊の課題とした「人口減少」について、「出生率の向上」と「移住推進」を2本柱として積極的な対策を講じていく必要があります。2本柱の1つである「移住推進」については、行政のみで考えるのではなく、協働により、優れた知見を有する民間事業者の自由な発想を取り入れていく必要があると考え、民間事業者等から移住に結び付く事業提案を受け、最も優秀な提案をした事業者、「優先交渉権者」と共に移住施策に取り組んでまいります。

今回、民間事業者との対話を通じて、本業務におけるアイデア等を踏まえ、業務委託条件等を整えるため、サウンディングを実施します。

※優先交渉権者については、「石岡市移住支援事業委託等に係るサウンディング型市場調査審査要領（8）審査項目及び配点等」における価格評価以外の審査項目について合計した得点が6割に達する事業者（共同企業体）がない場合、優先交渉権者は「該当なし」と致します。

参考：石岡市総合計画第2期基本計画 250 ページ

2) 関係人口の増加及び本市への移住の推進

①移住推進事業

移住を希望する方へ、魅力のPRと、ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行い、移住推進につなげます。

重要行政評価指標（KPI）

総合戦略に基づく施策の実施により移住した人数 896人（R5～R9の累計）

※R5年度実績 131人

3. サウンディングの概要

(1) 対象者

サウンディングに参加することのできる対象者は、事業主体となりうる事業者又は共同企業体とします。

◆参加資格

本業務に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととします。なお、複数の事業者で構成する共同企業体により参加する場合は、全ての事業者が次の要件（「カ」を除く。）を満たすこととします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項に該当する者として石岡市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 石岡市暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 11 日条例第 17 号）に該当する者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- オ 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる者であること。
- カ 業務が確実に遂行させることができる者であること。
- キ 本市の地域経済の循環に配慮し、市内業者を可能な範囲で活用するよう努める者であること。

◆共同企業体による参加

複数の事業者で構成する共同企業体により参加する場合は、次のとおりとします。

- ア 共同企業体は自主結成とする。
- イ 代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとします。
- ウ 単独で参加する事業者は、他の共同企業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同企業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとします。
- エ 共同企業体により参加申込した後においては、当該共同企業体の代表事業者及

び構成事業者の変更は、原則として認めません。

(2) 概要

本市移住支援事業は、令和6年度中に、予算上限額300万円の中で民間事業者から業務提案をいただき、最も優れた提案をした事業者と随意契約後、年度内に事業を実施するものです。

※優先交渉権者（事業不調となった場合、次点となった事業者）との契約後、令和6年度内での本事業予算残額で事業が実施可能だと判断した場合、「石岡市審査要領5-1」に示す合計点が6割を超える提案をした事業者の内から、合計点の高い事業者から順に対話を行い、複数の事業実施を目指します。

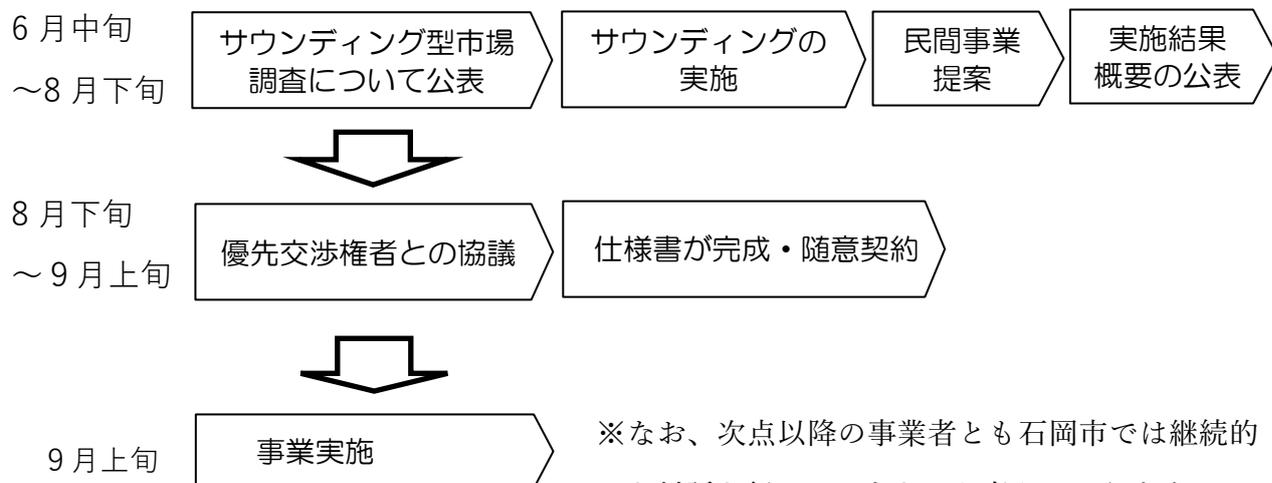
(3) サウンディングに係る対話テーマ

サウンディングは下記対話テーマについて、提出された事業提案概要（6(2)◆提出書類ウ）をもとに行います。

- ア 地域人材の発掘・育成
- イ イベント企画
- ウ 空き家の民間利活用
- エ 市民や市民団体とのネットワーク構築
- オ 情報収集、発掘、提供、統合等
- カ その他（希望するテーマがあればご記載ください。）

※本移住支援事業はKPI（重要行政評価指標）を重視し事業を進めてまいります。ただし、移住支援事業のKPIは長期的な目標（移住者数、市民満足度等）となるため、長期的目標（KPI）に至るまでの短期的目標としてアウトプット（参加人数や件数等）、中期的目標としてアウトカム、KPI（興味、関係数、交流数、リピート数等）も重視し、判断してまいります。

4. 事業化までのスケジュール



5. サウンディングのスケジュール

- 
- (1) 令和6年6月19日(水) サウンディングの実施要領を市HPにて公表
 - (2) 令和6年6月19日(水) サウンディングの実施に係る参加受付
～ 7月17日(水) (事業者によるエントリーシート、概要書提出)
 - (3) 令和6年6月19日(水) サウンディングの実施に係る質問受付
～ 7月3日(水) (随時メール、HPにて回答いたします。)
 - ※令和6年7月10日(水) サウンディングの実施に係る質問回答
 - (4) 令和6年7月19日(金) サウンディングの実施日時及び場所等の通知
 - (5) 令和6年7月24日(水) サウンディング(対話)の実施
～ 7月26日(金) ※実施内容の結果に関しては市HPにて公表
 - (6) 令和6年7月26日(金) 提案募集期間
～ 8月7日(水) 企画提案書の提出
 - (7) 令和6年8月7日(水) 書類選考及び審査
～ 8月14日(水) ※選定結果とプレゼンテーション審査の日時についてはメールにて通知します。
 - (8) 令和6年8月23日(金) プレゼンテーション審査
 - (9) 令和6年8月30日(金) 審査結果公表及び優先交渉権者の決定
 - (10) 令和6年9月2日(月) 優先交渉権者との協議
以降 対話による移住支援事業委託仕様書作成

随意契約後、事業を実施

6. サウンディングのスケジュールの詳細

(1) サウンディングの実施について公表

実施要領等を市ホームページ等にて公表し、サウンディングへの参加事業者を募集します。

(2) サウンディングの実施に係る参加受付（事業者によるエントリーシート提出）

◆参加受付について

サウンディングに参加を希望する場合は、下記受付期間内にエントリーシート（様式1）に必要事項を記入して、連絡先Eメールアドレスに送信してください。

※1 エントリーシートには、サウンディングに係る対話テーマ（複数選択可）、参加希望日（実施期間内で第3希望まで）を記入してください。また、サウンディングに出席する人数は1事業者（共同企業体）につき3名以内としてください。

※2 送信にあたり、件名は【石岡市移住支援サウンディング参加申込】としてください。

◆参加受付期間

令和6年6月19日（水）から令和6年7月17日（水）午後5時まで

※受付期間外の申込みはお断りいたします。ご了承ください。

◆提出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア エントリーシート（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 事業提案概要（任意様式、A4表裏1枚）

エ 共同企業体構成員届出書（様式3、共同企業体により参加する場合に限る。）

オ 委任状（任意様式、代理人を置く場合に限ります。）

カ 業務実績書（任意様式、類似する業務の実績を記載）

キ 財務諸表（最新決算年度のもの）

ク 直近1か年度の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※上記オ～クは、共同企業体の構成事業者も提出してください。

(3) サウンディングの実施に係る質問受付

◆質問受付について

サウンディングの実施について、質問等がある場合は質問受付期間に、連絡先Eメールアドレスに送信してください。

Eメールの送信にあたり、件名は【石岡市移住支援サウンディング調査質問等】とし、下記事項をメール本文又は添付ファイル（任意様式）でお知らせください。

- ア 事業者名または共同企業体名
- イ 連絡先となる事業者部署名（共同企業体の場合は代表者を1者お決めください）
- ウ 連絡先となる方の役職及び氏名
- エ 連絡先となるEメールアドレス
- オ 連絡先となる電話番号

◆質問受付期間

令和6年6月19日（水）から令和6年7月3日（水）午後5時まで

※質問に対する回答については、7月10日（水）までにメールで回答するとともに、市HPに掲載します。

(4) サウンディングの実施日時及び場所等の通知

エントリーシート受領後、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆サウンディング実施概要（予定）

- ア 日程：令和6年7月24日（水）から令和6年7月26日（金）
- イ 時間：午前9時から午後5時
1事業者（共同企業体）30分から60分程度
- ウ 参加人数：3名以内
- エ 場所：本庁舎2階205会議室

(5) サウンディングの実施（参加事業者との対話）

1 事業者（共同企業体）あたり 30～60 分を目安に対話を実施します。

※サウンディングの実施結果の概要は市ホームページにて公表します。

(6) 企画提案書の提出

◆受付について

下記受付期間内に企画提案書に必要な事項を記入して、連絡先 E メールアドレスに送信してください。

※送信にあたり、件名は【石岡市移住支援事業提案書】としてください。

◆受付期間

令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 5 時まで

※受付期間外の申込みはお断りいたします。ご了承ください。

◆企画提案書の構成

企画提案書は、以下の各様式で構成することとし、A 4 版で簡潔にまとめ、11PT のフォント文字で作成してください。

ア 提案者の会社概要（様式 4）

イ 同種業務実績（様式 5）

ウ 移住事業の基本的な考え方（様式 6）

本業務実施の基本的な考え方やコンセプト、アピールポイントやノウハウなどを簡潔に記載してください。

エ 実施体制（様式 7）

業務の実施体制について、協力会社も含めて記載してください。また、市内業者の活用について、方針等を記載してください。

オ 業務工程表（様式 8）

次の①及び②を区別して作成してください。

①優先交渉権者選定後から契約締結までの期間

②契約締結後から事業終了までの期間

カ 石岡市への具体的な事業提案（任意様式、A 4 版で片面 10 ページ以内）

地域人材の発掘・育成の提案、イベント企画の提案、空き家の民間利活用の提案、市民や市民団体とのネットワーク構築に関する提案、情報収集、発掘、提供、統合等に関する提案、その他を具体的に記載してください。

※ 1 本移住支援事業は KPI（重要行政評価指標）を重視し事業を進めてま

います。ただし、移住支援事業の KPI は長期的な目標（移住者数、市民満足度等）となるため、長期的目標（KPI）に至るまでの短期的目標としてアウトプット（参加人数や件数等）、中期的目標としてアウトカム、KPI（興味、関係数、交流数、リピート数等）も重視し、判断してまいります。

※2 本業務では、本市が民間との連携を重視していることを踏まえ、提案者のノウハウ活用により幅広い視点での提案を求めます。

※3 本事項に関する提案については、提案ごとに項目立てて記載することとし、それぞれの実現にあたり、必要な要件や期間など諸条件がある場合には、その旨をそれぞれ記載してください。

キ 緊急対応体制（様式 9）

緊急時の体制や具体的な対応等を記載してください。

ク 参考見積額（様式 10）

※1 参考見積額は、税込・千円表示で、令和 6 年度のものとしします。

※2 契約締結前の詳細協議にかかる費用は「8. 契約等」に示すとおりとします。

※3 提案時点で市が提示しているすべての業務について、提案上限額を越えない範囲で、かつ、提案者が実現可能と想定する額を参考見積額として明示してください。

※4 契約締結前の詳細協議による変動要素は、参考見積額に含めません。

※5 その他、事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めません。

◆企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

イ 受付期間経過後の書類の差し替えは、原則として認めません。

ウ 提出された企画提案書は、一切返却しません。

エ 提出された企画提案書の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて照会を行い、又は追加資料の提出を求めることがあります。

オ 企画提案書の作成等に要する費用は、全て提案者の負担とします。

カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

キ 提出された書類は、石岡市情報公開条例（平成 17 年石岡市条例第 16 号）に基づく開示請求の対象となりますので、開示請求がなされた場合は、公にすることにより提案事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあある情報等、同条例に規定する不開示情報を除き、情報を開示します。
なお、開示決定等にあたっては、あらかじめ提案者の意見を聞いて決定することとします。

(7) 書類選考及び審査

◆提出された企画提案書により、全ての参加者について選考を行い、原則として複数の事業者（共同企業体）を書類選考通過事業者として選定します。

◆書類選考通過事業者から提出された企画提案書の書類審査を行い、上位4者を選定し、申請事業者（共同企業体）に結果をEメールにて通知します。

上位4者に選定された事業者（共同企業体）にプレゼンテーション審査の日時をEメールにて通知いたします。

(8) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション審査を行います。なお、審査は「石岡市移住支援事業委託等に係るサウンディング型市場調査 審査要領」に基づき、提案内容について総合的に審査し、優先交渉権者及び次点の事業者を選定します。

◆プレゼンテーション審査実施概要（予定）

ア 日程：令和6年8月23日（金）

イ 時間：午前9時から午後5時

1事業者（共同企業体）60分以内

ウ 参加人数：3名以内

エ 場所：本庁舎2階204会議室

(9) 審査結果の公表及び優先交渉権者の決定

プレゼンテーション審査の実施結果の概要を市ホームページにて公表します。

(10) 優先交渉権者との協議、対話による移住支援事業委託仕様書作成

最も優れた提案と判断した事業者と対話により移住支援事業委託仕様書を作成し、随意契約後、年度内に事業を実施します。

8. 契約等

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、市と協議します。協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を市に提出するものとします。なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とします。

(2) 契約締結

上記(1)の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合があります。また、契約締結までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

9. その他

- (1) 本サウンディングは、参加事業者の提案及びノウハウの保護のため個別に行います。また、本サウンディングへの参加実績が審査において優位性を持つものではありません。
- (2) 本サウンディングは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではありません。
- (3) 本サウンディングに係る費用（書類作成費、対話参加経費、通信費等）は事業者の負担とします。
- (4) プレゼンテーションにおいて口頭で追加提案した事項については、企画提案書に含むものとします。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。
- (6) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とします。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、当該提案の提案者を失格とします。
- ア 企画提案書及び必要書類の記載内容が、実施要領等に示された要件に適合しないもの
 - イ 参考見積額が上限額を超過したもの
 - ウ 指定したプレゼンテーションに出席しなかったもの
 - エ 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (8) 契約締結後においても、受注者がこのサウンディングにおける参加資格を満たしていないことが明らかになった場合又は企画提案書の内容が著しく実現性を欠くものであることが明らかになった場合は、発注者は契約を解除することができるものとします。
- (9) 追加対話への協力
- 本サウンディング実施期間中において、必要に応じて追加対話（文書照会含む）を行うことがあります。また、実施後においても次点以降の事業者とも継続的な対話を行っていきたいと考えております。その際はご協力をお願いします。

【連絡先】

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 人口創出課

担当者：小沼 古屋敷

TEL：0299-23-7278

FAX：0299-22-5276

Eメール：jinkousoushutu@city.ishioka.lg.jp